

英米法A第5回 英米法概観4 アメリカ法の形成1 丸山 英二 1	2 英米法・アメリカ法の特徴 2
(3) 陪審制度 (b) 陪審制の影響 (イ) 法の難解化の防止——法に素人の陪審が理解できる法。 (ロ) 集中審理——陪審員が期間をあけて何回も出頭することは困難、また、記憶の低下や外部からの影響を防ぐ必要から、事実審理は集中して実施。 (ハ) 開示手続の発達——当事者に対する不意打ちを防止し、十分な準備を可能にするため、開示手続などが発達。 (ニ) 訴答・略式判決・指図評決・評決無視判決等の手続——陪審審理を不必要に開くことを避けるための手続や、陪審の認定が合理性の枠内にとどまるよう裁判所がコントロールするための手続が発達。 (ホ) 法廷技術の発達——証人に対する反対尋問の技術など法廷技術が発達。 (ヘ) 証拠法の発達——陪審による誤った証拠の評価を回避するため、伝聞証拠等、一般に信憑性が低いとされる一定種類の証拠の提出を禁じる証拠法則が発達。 3	(3) 陪審制度 (c) Jury nullification (陪審による法の無効化) 陪審が、裁判官の説示によって示された法自体を不正であると判断するか、あるいは被告人に対してそのような法を適用すれば著しく正義に反すると考える場合に、有罪とする事実があるにも拘らず、被告人を無罪釈放すること。 陪審制の意義は、社会一般の価値観や正義感を裁判制度に反映させること、とする見解によっては支持される。 4
Ⅱ. アメリカ法の形成 1 植民地時代 5	(1) イギリス人による植民: Virginia植民地 ◆Virginia Company of London と Virginia Company of Plymouthが1606年にJames I の特許状(charter)を得て設立——目的は、北米に植民地を建設すること——Virginia Company of London には1609年に第2特許状 ・土地の付与 ・統治権の付与——総督・参議会 ◆Virginia Company of LondonによるJamestown植民地——1607年5月に建設。1609-10年の冬には、500人のうち60人しか生き残らなかった。 ◆Virginia Company of PlymouthによるPopham植民地——1607年8月に建設。1608年に放棄。 6

(1) イギリス人による植民: Plymouth植民地

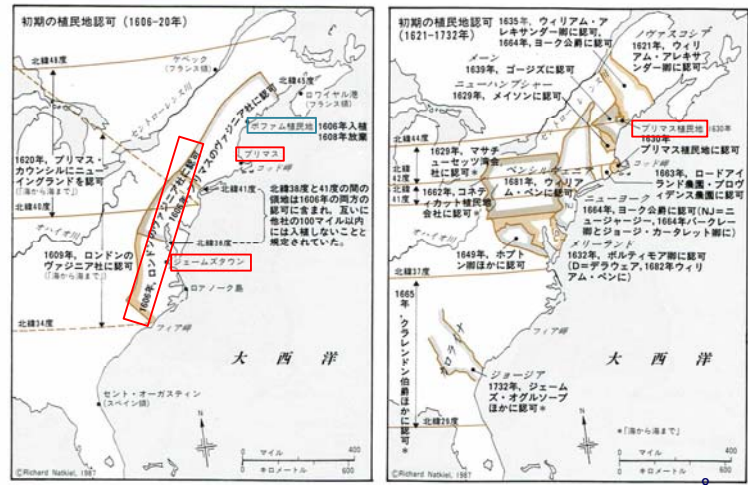
◆分離派 (Separatist) のピューリタンたちがMayflower号によってアメリカに渡る。

◆分離派 (Separatist) —イギリス国教会 (1534年にローマ教会から独立し[by Henry VIII (1509-47)], Elizabeth女王の時代 (1558~1603)に確立された[国王至上法Act of Supremacyと統一法Act of Uniformityの制定 (1559)], プロテスタント)の権威を認めず, 信者の自由な集会こそ真の教会であると主張した。

◆Mayflower Compact—政府を作るための協約—社会契約説に基づく, 文書による政府組織の創設, 成文憲法の元祖といわれることがあるが, 簡単なものなので, そのように位置づけることは難しい。

◆1620~21年の冬には, 102人のうち58人が死亡。

7



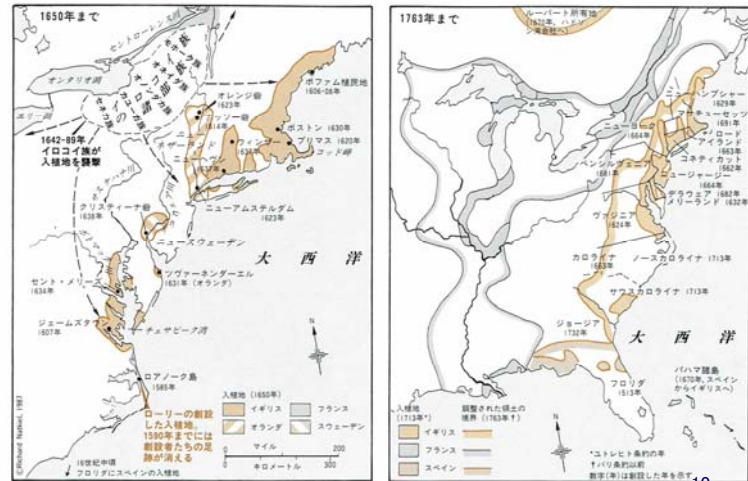
8

植民地建設の背景・種類

- (a) 植民地経営からの利益を求める大英帝国および大商人の経済的動機
- (b) イギリス国教会の支配する本国からの脱出という宗教的動機
- Plymouth① や Massachusetts Bay②④—ピューリタン
- Maryland③—Lord Baltimore (カトリック教徒の避難地)
- Pennsylvania③—William Penn (クエーカー教徒の避難地)
- (c) 第一次困い込みの結果としての農民の都会流入による貧民の救済策
- [第一次困い込み—15世紀半ばから始まった農民保有地の放牧地への転換]
- Georgia②④—James Oglethorpe suggested that the poor and debt-ridden people of London should settle in America. [J.O.=軍人, 国会議員]

①社会契約による植民地, ②自治植民地, ③領主植民地, ④王領植民地

9



10

Charter—植民地の建設・経営を許可

- ①土地の付与
- ②統治権限の付与—統治制度の規定(王領植民地についても charter があった。e.g. 1691 charter of Massachusetts Bay)
- 総督
- 参議会 + 民選議院 — 植民地議会
- 総督—自治植民地では議会の選挙, 領主・王領植民地では任命による。
- 参議会議員—自治植民地では民選議院[下院]の選挙, 領主・王領植民地では総督の推薦に基づく任命による(もともとMassachusetts Bayでは, 1691年に王領植民地となつてからも, 民選議院[下院]の選挙によって選ばれた。1774年からは国王が任命)。
- [植民地議会の立法権—イギリス王国の法に反しない限り←本国枢密院の審査]
- 司法権—総督・参議会; 後にsuperior court等裁判所の設置
- 植民地の最高位の裁判所から本国の枢密院への上訴

11

(2)イギリス法の継受—コモン・ローの原則

- ◆未開の土地がイギリス臣民によって発見・植民—イギリス法が適用
- [誕生ほどない植民地の条件と状況の下で適用可能な限り]
- イギリス法の適用を受けることは臣民すべての生得の権利
- ◆征服・割譲により取得された土地—法の変更までは従来の法が存続
- ただし, 国王は法を修正し変更することができる。
- ただし, その法が, 非キリスト教国の場合のように, 神の法に反するときは別。
- William Blackstone, Commentaries on the Laws of England, 104-05 (1765-69).

12

(3)イギリス法の継受——実際の過程

【初期・中期：イギリス法の正確な継受は進まず】

- ①生活環境の違い——素朴な植民地社会↔成熟を遂げていたイギリス社会
 - ②法律家に対する反感・排斥↔法的素養のない素人では扱いかなるイギリス法
 - ③イギリス法に関する資料が植民地に少なかった
 - ④イギリス法や、イギリスの事物に対する反感
 - ⑤植民地で法を形成・運用した人々の知識——本国の地方の慣習や地方の裁判所での慣行
- ※少ない法律家⇒植民地議会が制定する法律による法の形成・適用

13

(3)イギリス法の継受——実際の過程

【後期：イギリス法の継受の進展】

- ①経済が発展し社会が複雑化した北米植民地——その法的需要を満たすイギリス法
 - ②本国との抗争における植民地側の主張——イギリス臣民に認められた権利の根拠
 - ③英法曹学院(Inns of Court)や米植民地の法律事務所で訓練を受けた法律家の増加
 - ④イギリス法の資料の増加
- Edward Coke (1552 – 1634), Institutes of the Laws of England (1628-59)
William Blackstone (1723 – 1780), Commentaries on the Laws of England (1765-69)

14

2 本国との抗争

- (1) 重商主義植民政策——Navigation Acts (1651-) などのSalutary Neglect
- (2) Seven Years' War (1765~1763) & Treaty of Paris (1763)——イギリスの北米領土の拡大
- (3) Navigation Acts などの厳格な実施とSugar Act (1764), Stamp Act (1765), Declaratory Act (1766), Townshend Acts (1767) などの制定
- (4) Tea Act (1773) の制定とBoston Tea Party (1773)
- (5) Intolerable Acts (1774) の制定
- (6) First Continental Congress (Sept. 5 to Oct. 26, 1774)——Declaration and Resolves of the Continental Congress (Oct. 14, 1774)
- (7) American Revolutionary War / American War of Independence (1775–1783)
- (8) Declaration of Independence (July 4, 1776);
- (9) Articles of Confederation (approved 1777, ratified 1781)
- (10) Treaty of Paris (1783)
- (11) Constitution of the United States (1787, 1788)

15



フェレル・ナトキール著／猿谷要監修『図説・アメリカ歴史地図』（原書房、1994、174頁）



16